

南アジア株式ファンド  
愛称 **ムガールの光**  
追加型投信／海外／株式



商品分類			属性区分				
单位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	為替ヘッジなし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

■本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■この目論見書により行なう「南アジア株式ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成27年7月31日に関東財務局長に提出しており、平成27年8月16日にその届出の効力が生じております。

■商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■投資信託の財産は、受託会社において信託法(平成18年法律第108号)に基づき分別管理されています。

■ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

●委託会社【ファンドの運用の指図を行なう者】

アストマックス投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第387号

設立年月日:平成16年5月12日

資本金:95百万円、運用する投資信託財産の合計純資産総額:3,113億円

(資本金・純資産総額は、平成28年4月末日現在)

委託会社の照会先

・照会ダイヤル **0120-580446**

(営業日の9:00~17:00)

・ホームページ <http://www.astmaxam.com>

●受託会社【ファンドの財産の保管及び管理を行なう者】

三井住友信託銀行株式会社



アストマックス投信投資顧問株式会社



# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

## ファンドの特色

### 1. 南アジア諸国の企業の株式に投資を行ないます。

南アジア諸国の企業の株式を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、実質的に南アジア諸国の企業の株式に投資を行ないます。余剰資金については、わが国の短期公社債を主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的にわが国の短期公社債に投資を行ないます。

※当ファンドにおいて、南アジア諸国とは、南アジア地域協力連合(South Asian Association for Regional Cooperation)加盟国をいいます。南アジア地域協力連合は、南アジアにおける比較的緩やかな地域協力の枠組みです。南アジア地域協力連合では、南アジア諸国民の福祉の増進、経済社会開発及び文化面での協力、協調等の促進等を目的としています。インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ、アフガニスタンの8ヶ国が加盟しています。

※南アジア諸国の企業の株式を主要投資対象とする投資信託証券及びわが国の短期公社債を主要投資対象とする投資信託証券とは、当ファンドにおいては、追加的記載事項に定める投資信託証券に限るものとします。なお、追加的記載事項に定める投資信託証券は、投資対象市場の動向等を勘案し、委託会社の判断により変更となる場合があります。

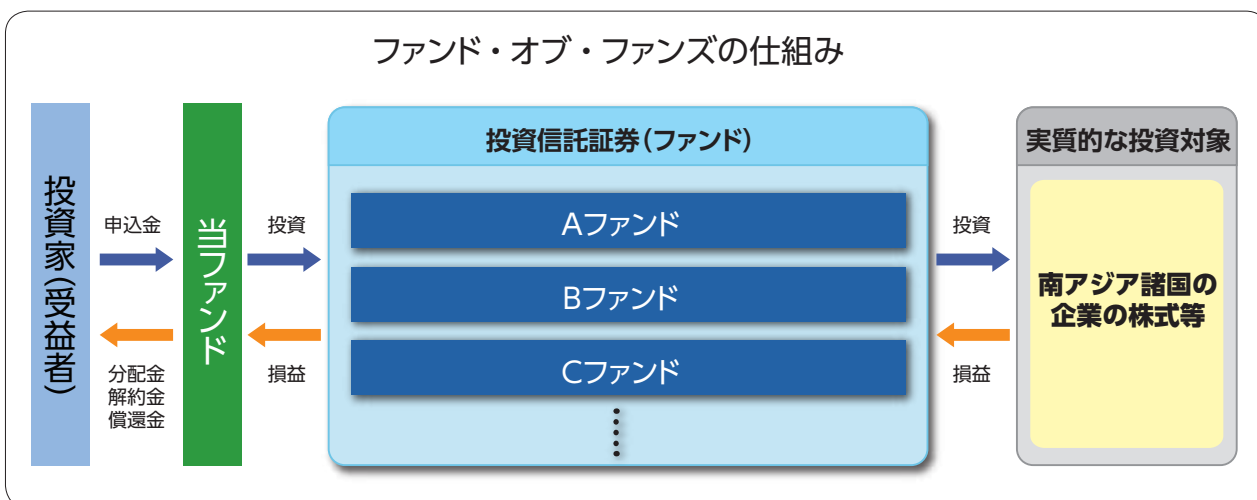
※南アジア諸国の企業の株式を主要投資対象とする投資信託証券の投資割合は、原則として高位を保ちます。

当ファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ方式により行ないます。

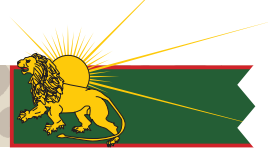
※「ファンド・オブ・ファンズ」とは、複数の投資信託証券(ファンド)を投資対象とする投資信託をいいます。

当ファンドは投資信託証券への投資を通じて、実質的に南アジア諸国の企業の株式等に投資を行ないます。

### ファンド・オブ・ファンズの仕組み



# 1. ファンドの目的・特色



## 2. 外貨建資産(投資信託証券を通じて実質的に組入れる外貨建資産を含みます。)については、原則として為替ヘッジを行ないません。

### 主な投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行ないません。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ デリバティブの直接利用は行ないません。

### 分配方針

- ① 毎決算期に収益の分配を行なう方針です。ただし、基準価額の水準や市場動向等を勘案して収益の分配を行なわない場合もあります。
- ② 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ③ 信託財産に留保した収益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行ないます。

※当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

## 2. 投資リスク



### 基準価額の変動要因

当ファンドは、投資信託証券を通じて、主として株式など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、全て投資者の皆様へ帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### <主な変動要因>

株価変動リスク	一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、当ファンドが実質的に組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。
流動性リスク	市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。アジア諸国の株式は、一般に先進諸国の株式等に比べて流動性リスクが高いと考えられます。
信用リスク	株式や公社債等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、当該株式等の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。
カントリー・リスク	発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。また、法制度や決済制度、政府規制、税制、送金規制等の変化により、運用の基本方針に沿った運用を行なうことが困難になる可能性があります。
為替リスク	外貨建資産(投資信託証券を通じて実質的に組入れる外貨建資産を含みます。)に対し原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替相場の変動により当ファンドの基準価額が影響を受けます。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されているものではありません。

### その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

### リスクの管理体制

信託財産における運用リスクについては、運用部門責任者およびファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行なっています。リーガル・コンプライアンス部門においては、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して法令および信託約款等の遵守状況を日々チェックしています。これらの結果は、代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会でも運用状況の点検が行なわれています。

## 2. 投資リスク

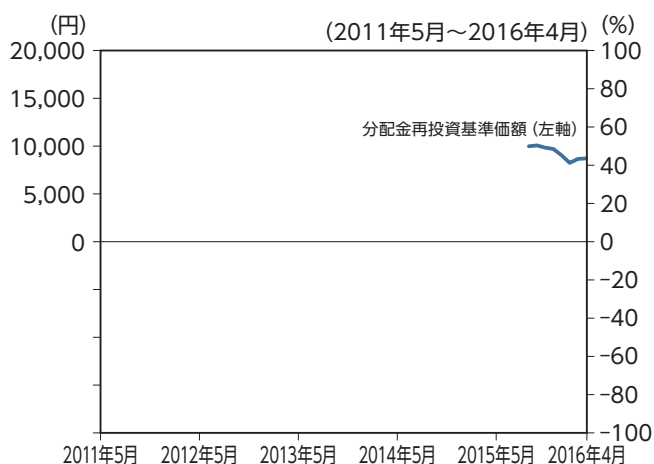


### 参考情報

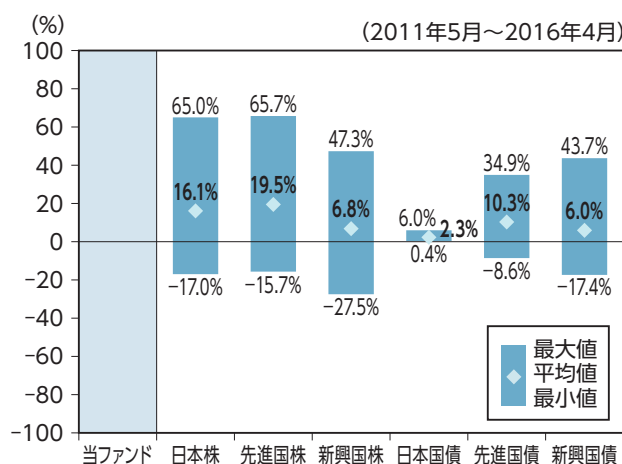
下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。左のグラフは、過去5年間の当ファンドの年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

右のグラフは、過去5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



代表的な資産クラスとの騰落率の比較



\*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算したものであり、実際の基準価額と異なる場合があります。分配金再投資基準価額は設定日の属する月の月末より表示しています。

\*当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づき計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。当ファンドの年間騰落率については、設定日から1年を経過していないため、表示していません。

\*各資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

#### <各資産クラスの指数>

- 日本株 …………… 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株 …………… MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 …………… MSCIEマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債 …………… NOMURA - BPI国債
- 先進国債 …………… シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 …………… JPモルガンGBI - EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

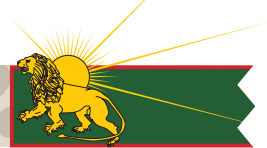
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースで表示しています。

※各指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は以下の通り帰属します。

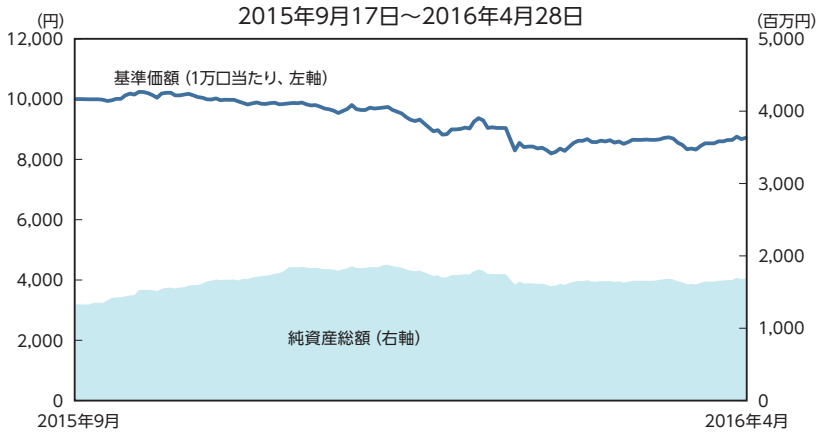
指数	帰属
東証株価指数	株式会社東京証券取引所
MSCIコクサイ・インデックス	MSCI Inc.
MSCIEマージング・マーケット・インデックス	MSCI Inc.
NOMURA - BPI国債	野村証券株式会社
シティ世界国債インデックス	Citigroup Index LLC
JPモルガンGBI - EMグローバル・ダイバーシファイド	J.P.Morgan Securities LLC

# 3. 運用実績

データは2016年4月末日現在



## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後のものです。

## 分配の推移

決算期	分配金
第1期 (2016年9月12日)	—
第2期 (2017年9月11日)	—
第3期 (2018年9月10日)	—
第4期 (2019年9月10日)	—
第5期 (2020年9月10日)	—
設定来累計	—

※分配金は、1万円当たり、税引き前の値を記載しています。

### ≪基準価額・純資産総額≫

基準価額	8,713円
純資産総額	1,687百万円

## 主要な資産の状況

### ◆ポートフォリオの状況

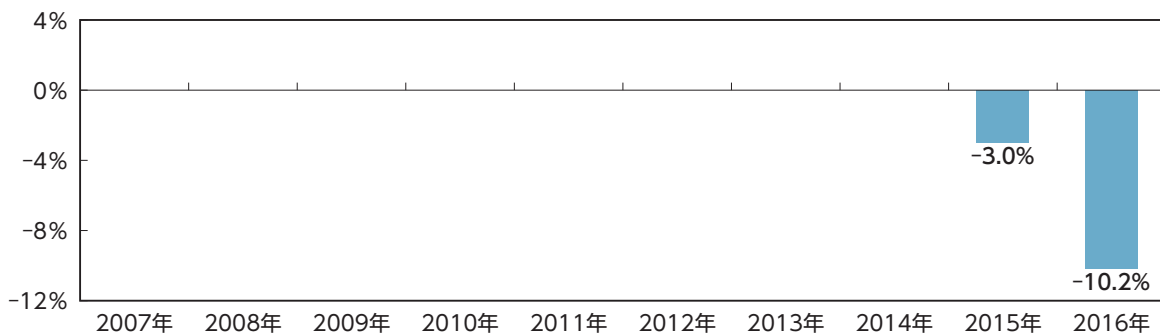
資産の種類	比率 (%)
投資信託受益証券	98.2
親投資信託受益証券	0.1
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	1.7
合計 (純資産総額)	100.0

### ◆組入銘柄の状況

銘柄名	国・地域	比率 (%)
フィリップ・グレイター・インディア・エクイティ・ファンド	シンガポール	98.2
IIP日本債券マザーファンド	日本	0.1

※比率は、純資産総額に対する評価額の割合を記載しています。

## 年間収益率の推移



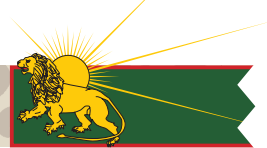
※当ファンドにベンチマークはありません。

※2015年は設定日 (2015年9月17日) から年末までの騰落率、2016年は2016年4月末日までの騰落率を記載しています。

※騰落率は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算しています。

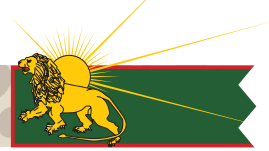
ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## 4. 手続・手数料等



### お申込みメモ

購 入 単 位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。
購 入 価 額	①当初申込期間 1万円当たり1万円 ②継続申込期間 購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします(ファンドの基準価額は1万円当たりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換 金 代 金	換金代金は、換金申込受付日から起算して8営業日目から販売会社でお支払いします。
申 込 締 切 時 間	午後3時までとします。
購 入 の 申 込 期 間	①当初申込期間 平成27年8月17日から平成27年9月16日までとします。 ②継続申込期間 平成27年9月17日から平成28年12月9日までとします。 ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新する予定です。
換 金 制 限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、換金の金額に制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	以下のいずれかの場合は、原則として購入・換金の申込みを受付けないものとします。 ①購入・換金の申込日若しくはその翌営業日又はその翌々営業日がシンガポールの銀行の休業日と同日の場合 ②購入・換金の申込日がインドの銀行の休業日と同日の場合
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することがあります。
信 託 期 間	平成37年9月10日までとします(平成27年9月17日当初設定)。
繰 上 償 還	受益権の口数が10億口を下ることとなった場合等には、繰上償還となる場合があります。
決 算 日	原則として、毎年9月10日に決算を行ないます。なお、当該日が休日の場合は翌営業日とします。
収 益 分 配	原則として、年1回の決算日に、収益分配方針に基づいて分配を行ないます。 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
信 託 金 の 限 度 額	信託金の限度額は、1,000億円とします。
公 告	委託会社が行なう公告は、電子公告により行ないます。 公告アドレス <a href="http://www.astmaxam.com/notification/">http://www.astmaxam.com/notification/</a>
運 用 報 告 書	決算時および償還時の受益者に対して、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況、費用明細等のうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。



## 4. 手続・手数料等

### ファンドの費用・税金

#### ファンドの費用

##### ■ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額に、 <b>3.78% (税抜3.5%)</b> を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。 購入時手数料は、購入時の商品および投資環境に関する説明や情報提供、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	基準価額に <b>0.3%</b> を乗じて得た額とします。 信託財産留保額は、信託期間の途中で換金する場合に、換金に必要な費用を賄うため基準価額から控除され、信託財産中に留保される額です。

##### ■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に <b>年1.242% (税抜年1.15%)</b> の率を乗じて得た額です。 委託会社、販売会社、受託会社間の配分等については次のとおりです。																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配分等</th> <th>役務の内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.4% (税抜)</td> <td>資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.7% (税抜)</td> <td>運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.05% (税抜)</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> <tr> <td>投資対象とする投資信託証券</td> <td>年0.7%程度</td> <td>投資対象とする投資信託証券における運用管理費用です。</td> </tr> <tr> <td>実質的な負担</td> <td><b>年1.942%程度 (税込)</b></td> <td>信託報酬に投資対象とする投資信託証券の運用管理費用を加えたものであり、実際の組入状況により変動します。また、投資対象とする投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。</td> </tr> </tbody> </table>		配分等	役務の内容等	委託会社	年0.4% (税抜)	資金の運用の対価	販売会社	年0.7% (税抜)	運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年0.05% (税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価	投資対象とする投資信託証券	年0.7%程度	投資対象とする投資信託証券における運用管理費用です。	実質的な負担	<b>年1.942%程度 (税込)</b>	信託報酬に投資対象とする投資信託証券の運用管理費用を加えたものであり、実際の組入状況により変動します。また、投資対象とする投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。
		配分等	役務の内容等																	
	委託会社	年0.4% (税抜)	資金の運用の対価																	
	販売会社	年0.7% (税抜)	運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価																	
受託会社	年0.05% (税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価																		
投資対象とする投資信託証券	年0.7%程度	投資対象とする投資信託証券における運用管理費用です。																		
実質的な負担	<b>年1.942%程度 (税込)</b>	信託報酬に投資対象とする投資信託証券の運用管理費用を加えたものであり、実際の組入状況により変動します。また、投資対象とする投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。																		
上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(6ヶ月終了日が休業日の場合は、翌営業日とします。)、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。																				
その他の費用・手数料	<p>①法定開示に係る費用、公告に係る費用、信託財産の監査に係る費用、法律顧問、税務顧問に対する報酬等は、信託報酬の支払いと同一の時期に信託財産中から支払われます。</p> <p>②有価証券売買時の売買委託手数料、借入金の利息、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息等がお客様の保有期間中、その都度信託財産中から支払われます。</p> <p>※上記①および②の費用等については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>																			

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、「ジュニアNISA」は、年間80万円の範囲で20歳未満の方を対象とした非課税制度となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# 5. 追加的記載事項



## 投資対象とする投資信託証券について

当ファンドが投資対象とする投資信託証券は次の通りです。各投資信託証券に関する記載内容については、本書作成日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです(個別に時点の記載がある場合を除きます。)。今後、各投資信託証券に関する記載内容が変更となる場合があります。また、繰上償還等により投資対象とする投資信託証券から除外される場合、あるいは、新たに投資信託証券が追加される場合等があります。

### 1. フィリップ・グレイター・インディア・エクイティ・ファンド

名称	フィリップ・グレイター・インディア・エクイティ・ファンド
発行国	シンガポール
運用の基本方針	南アジア諸国の企業の株式への投資を通じて、中長期的な信託財産の成長を目指します。
主要な投資対象	南アジア諸国の企業の株式を主要投資対象とします。 ※主な投資対象国は、インド、バングラデシュ、パキスタン、スリランカとします。なお、主な投資対象国は今後変更となる場合があります。 ※株式への直接投資に代えて、株式の値動きに連動する有価証券に投資を行なう場合等(デリバティブ取引を使用する場合を含みます。)があります。
運用管理費用等	年0.7%程度 ※上記(運用管理費用)以外に、監査に係る費用、法律顧問に対する報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等が支払われます。
運用会社	フィリップ・キャピタル・マネジメント(シンガポール)リミテッド

【フィリップ・キャピタル・マネジメント(シンガポール)リミテッドについて】

フィリップ・キャピタル・マネジメント(シンガポール)リミテッドは、シンガポールを本拠とする総合金融グループ「フィリップ・キャピタル・グループ」に属する資産運用会社です。

### 2. IIP日本債券マザーファンド

名称	IIP日本債券マザーファンド
発行国	日本
運用の基本方針	残存期間の短いわが国の公社債(以下、「わが国の短期公社債」といいます。)に投資を行なうことにより、安定した収益の確保を目指して運用を行ないます。
主要な投資対象	わが国の短期公社債を中心に投資します。
運用管理費用等	ありません。
運用会社	アストマックス投信投資顧問株式会社





